

令和4年度

第22回和歌山市農業委員会議事録

日 時 令和4年4月11日（月曜日） 13時00分 開会
場 所 和歌山市農業委員会会議室

議案第1号	和歌山市遊休農地解消対策事業に伴う遊休農地の証明願について
議案第2号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
議案第3号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第4号	農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第5号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第6号	農用地利用集積計画について
議案第7号	非農地通知について
報告事項	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告事項	農地賃貸借契約等登録台帳の賃借人名義変更について
報告事項	農地法第18条第6項の規定による通知について
報告事項	使用貸借権の解約通知について
報告事項	農地法施行規則第29条第1号の規定による届出について
報告事項	農地法第4条第1項の規定による農地転用届出について
報告事項	農地法第5条第1項の規定による農地転用届出について
報告事項	農地法第3条許可指令書の返納について
報告事項	農用地利用配分計画の認可について

出席委員（19名）

- | | | | |
|-------|--------|-------|--------|
| 1 番 | 湯川 徳弘 | 1 1 番 | 廣井 伸多 |
| 2 番 | 辻本 傑 | 1 2 番 | 大河内 壽一 |
| 3 番 | 笠野 喜久雄 | 1 3 番 | 曾根 光彦 |
| 4 番 | 山本 茂樹 | 1 4 番 | 岩橋 章 |
| 5 番 | 藤田 城司 | 1 5 番 | 丸山 勝 |
| 6 番 | 古川 祐典 | 1 6 番 | 中尾 友紀 |
| 7 番 | 土橋 ひさ | 1 7 番 | 坂東 紀好 |
| 8 番 | 谷河 績 | 1 8 番 | 吉川 松男 |
| 9 番 | 吉中 雅三 | 1 9 番 | 岩橋 章博 |
| 1 0 番 | 中村 弘 | | |

出席職員

農業委員会事務局

- | | | |
|-------|---|-------|
| 局 | 長 | 奥谷 知彦 |
| 課 | 長 | 中村 保 |
| 副 課 | 長 | 藤田 誠一 |
| 班 | 長 | 中居 一樹 |
| 企 画 員 | | 西森 和子 |
| 事務副主査 | | 殿元 輝之 |
| 技 師 | | 関 直弘 |

13時00分 開会

◆奥谷局長 ただいまから第22回農業委員会総会を開催いたします。なお、報告事項につきましては、議案書P18以降に掲載していますので、ご確認ください。

それでは、谷河会長よろしく申し上げます。

◆会長（谷河 績）本年度最初の総会となります。それでは、ただいまより、第22回農業委員会総会を開会いたします。出席委員は19名中19名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しています。

去る3月28日、笠野委員、廣井委員によりまして現地調査並びに事情聴取が行われています。後ほど報告方よろしく申し上げます。また、農業委員会会議規則第17条第2項に規定する議事録署名委員は、土橋委員、吉中委員に申し上げます。それでは議案の審議を始めさせていただきます。

議案第1号 和歌山市遊休農地解消対策事業に伴う遊休農地の証明願について、提案いたします。

◆西森企画員 番外、説明いたします。

議案に同封している対象農地の写真をご覧ください。

本件は和歌山市遊休農地解消対策事業補助金交付要綱第5条の規定に基づいたもので、補助金の交付申請にあたり遊休農地証明書を添付する必要があるため、借受予定者から証明願が1件ありました。対象農地は、田のみで面積は1,206平方メートルです。遊休農地証明書交付の可否についてご審議願います。

なお、対象農地については、9ページの議案第6号農用地利用集積計画No.2で利用権の設定を上程しております。以上で

す。

◆会長（谷河 績） 議案第1号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第1号は可決と決定しました。

議案第2号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、提案いたします。

◆中居班長 番外、説明いたします。

本件は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による相続税納税猶予に関する適格者証明書の申請が2件あったものです。相続人から、耕作を継続する旨の誓約書が添付されております。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第2号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第2号は可決と決定しました。

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について、提案いたします。

◆殿元副主査 番外、説明いたします。

本件は、農地法第3条の規定に基づく許可申請で4件ありました。

これらの案件は、調査の結果、耕作等に支障がないこと、当該農地の権利を取得しようとする者は、下限面積要件を満たし、その取得後において全ての農地を効率的に耕作し、農作業に常時従事すると認められるなど、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると思われれます。

なお、No.2は小作権設定により耕作している者に所有権移転するものです。以上で

す。

◆会長（谷河 績）議案第3号について説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第3号は可決と決定しました。

議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、提案いたします。

◆殿元副主査 番外、説明いたします。

申請地の場所を示した簡易地図を議案と共に配布していますので合わせてご覧ください。

No.1 申請地は、東山東地区・・・伊太祈曽駅・・・に位置し、おおむね500m以内に鉄道の駅があるため第2種農地に該当します。申請人は申請地の北側に居住しており、前面道路が非常に狭く駐車しにくいため、申請地を新たに駐車場として利用するため転用申請するものです。一部転用です。また、一般基準を満たしていると思われれます。以上です。

◆会長（谷河 績）議案第4号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第4号は可決と決定しました。

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、提案いたします。

◆殿元副主査 番外、説明いたします。

申請地の場所を示した簡易地図を議案と共に配布していますので合わせてご覧ください。

No.1 申請地は、小倉地区・・・小倉小学校・・・に位置し、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にあるため第1種農地に該当しますが、集落に接続される住宅その他日常生活上又は業務上必要な施設であり、不許可の例外に該当します。実家と所有農地に近い申請地を住宅として利用するため、転用申請するものです。令和4年2月14日付けで農用地区域除外済みです。使用貸借権設定です。

No.2 申請地は、西和佐地区・・・紀伊風土記の丘資料館・・・に位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ヘクタール未満のため第2種農地に該当します。・・・申請地を住宅として利用するため、転用申請するものです。使用貸借権設定で、開発許可申請中です。

No.3 申請地は、安原地区・・・東池・・・市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ヘクタール未満のため第2種農地に該当します。・・・申請地を住宅として利用するため、転用申請するものです。使用貸借権設定です。

No.4 申請地は、紀伊地区・・・和歌山県立和歌山盲学校・・・に位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ヘクタール未満のため第2種農地に該当します。申請人は・・・法人です。他府県での業務拡張を予定しており、和歌山北インターに近く交通の便が良い申請地を露天資材置場として利用するため転用申請するものです。令和4年2月14日付けで農用地区域除外済みです。

No.5 申請地は、西山東地区・・・東部コミュニティセンター・・・に位置し、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の

農地の区域内にあるため第1種農地に該当しますが、農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設に該当し、不許可の例外に該当すると思われます。申請人は・・・を営む法人です。製品需要の増大により生産能力を向上させるため、申請地に新たに工場及び事務所を建設するため、転用申請するものです。なお、本計画については申請人と和歌山市とで施設整備に関する協定を締結しており、当該協定書において、新たに雇用する者のうち、農業従事者が占める割合をおおむね3割以上にする旨の記載がされております。令和3年10月26日付で農用地区域除外済みです。また、開発許可及び特定事業許可申請中です。

No.6 申請地は、西和佐地区・・・紀伊風土記の丘資料館・・・に位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ヘクタール未満のため第2種農地に該当します。・・・申請地を住宅として利用するため転用申請するものです。建築許可申請中です。

No.7 申請地は、和佐地区・・・河南コミュニティセンター・・・に位置し、おおむね300m以内に市の支所があるため第3種農地に該当します。申請人は・・・を営む法人で、業務拡大を進めるために配送車などを増やす計画があり、現在確保している駐車スペースでは不足することから当該申請地を露天駐車場へ転用申請するものです。令和4年2月14日付けで農用地区域除外済みです。

これらの案件は一般基準を満たしていると思われます。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第5号について説明が終わりましたが、この議案について、

何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第5号は可決と決定しました。

議案第6号 農用地利用集積計画について、提案いたします。

◆西森企画員 番外、説明いたします。

本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に基づく利用権の設定で、新規の契約が21件ございました。

賃借権が1件、使用貸借権が20件の設定です。貸借期間は議案書のとおりです。また、No.1からNo.12については、農業委員会による利用権の新規設定、No.13からNo.21については、農地中間管理事業による新規の設定です。

面積は、田が37,414平方メートル、畑が1,880平方メートル、総面積が39,294平方メートルです。

また、うち農地中間管理事業による設定が9件あり、面積は田のみで16,015平方メートルです。

なお、9ページのNo.3、10ページのNo.4からNo.6、および11ページのNo.8については、法人の新規就農となり、現地調査ならびに事情聴取を行っておりますので、担当の委員さんより報告があります。以上です。

◆会長（谷河 績） No.3から6及びNo.8につきまして、現地調査並びに事情聴取を行っておりますので廣井委員さん報告願います。

◆11番（廣井 伸多） 議案第6号 No.3～6飛んで8についてご報告致します。去る3月28日に笠野委員及び事務局山田

主査共に現地調査を行い、事情聴取からは、中筋・矢田両農地利用最適化推進委員と事務局藤田班長及び西森主査が加わりおこなわれました。

申請内容は、利用権設定による法人の新規就農で・・・全て使用貸借権による契約となっております。以前から本申請地とは元々個人名義で利用権設定の契約をして耕作を行っていましたが、今回法人化した事により再申請が必要となったものです。

申請人の・・・は令和4年2月14日に・・・で和歌山市・・・に設立しました。代表取締役で主たる従事者である・・・氏は現在36歳で以前は会社勤めをしておりましたが、予てからキュウリ栽培に興味があり、地区の農家から平成28年から1年間野菜栽培を学び、翌29年から本格就農し生産・販売を行い現在では売上が1千万円を超える額に達しているとのこと。

出荷先はJAを通じての各市場や・・・等がメインとなっております。作付品目は、キュウリ・白菜・キャベツ・生姜・タケノコ等です。本申請以外にも紀ノ川市に約40a、海南市に約25aの農地を借りて耕作を行っております。従事者については常時雇が1名、アルバイト3～4名、両親という構成内容です。申請地までの通作距離ですが、平均約1kmで、車で5分以内となっております。農機具はトラクター2台、動力噴霧器3台、軽トラック3台を保有しております。

法人化に踏み切った理由として対外的な信用を得ることや社会保険への加入が義務付けされることによって優秀な人材の確保が容易になることや日本政策金融公庫のスーパーL資金の無担保・無保証の貸付を受

けられたり出来る事などです。そのことでビニールハウスの増設や農業倉庫の建設、事業規模の拡大や六次産業化への展開を図っていきたいとの考えです。

一方で法人経営をやめて解散・廃止する場合には、すべての財産を清算しなければならず、手続きには最低でも2か月以上の期間がかかる事などのリスクがあり、その覚悟を再確認しました。

因みに当該地域の農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、共同利用施設の取り決めの遵守、鳥獣被害対策への協力等を行うことや農地返還時の現状回復を記載した確約書を頂いております。推進委員が見聞きした範囲では耕作に熱意を持たれており、短期間で売り上げを伸ばした実績や地元農家の評判も良いことで問題は無いと思われませんが、皆様の慎重なご審議の程よろしくお願ひします。

◆会長（谷河 績） ありがとうございます。議案第6号について説明、報告が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第6号は可決と決定しました。

議案第7号 非農地通知について、提案いたします。

◆関技師 番外、説明いたします。

本件については、国からの通知である「農地法の運用について」第4（3）の規定に基づき、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断するものです。

令和3年1月28日、山口地区湯屋谷、北別所、谷（14件、30筆）で小栗推進委員とともに現地調査を行ったものです。

非農地通知書の交付基準に基づき、対象であると認められる農地の所有者に対し非農地判断に係る事前通知を行ったところ、非農地通知依頼書1件の提出がありました。面積は、畑が1筆、195㎡です。

No. 1について、非農地通知書の交付基準、農業的利用を図るための条件整備（基盤整備事業の実施等）が計画されていない土地であって、20年以上前から森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合の条件を満たしていると思われま

す。なお、各地区の土地改良区・水利組合等と協議済です。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第7号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第7号は可決と決定しました。

以上で議案の審議は終了しました。

◆会長（谷河 績） その他、何かございませんか。

「なし、との声」

それでは、ご質問がないようでございますので第22回総会を閉会いたします。

13時30分 閉会